

時間ありませんので、3つ目に移りますけど。ゼロカーボンシティ宣言、これを結構あっちこっちで今雪崩を打ったようにやってきているのです。5月14日の時点では、386自治体が宣言される。ただし、これは人口規模で言うと、1億人の規模なのです。全国では1,718も自治体ありますが、あとは残ったところは小さいところばかりです。中身はそんなに難しいことではないのです。これは何かと言うと、町の心意気を出すということで、難しい基準はありません。それで、この近くですと、小田原、松田、開成、真鶴、こんなところがやっているのですけど。どんなことをやったかと言うと、あまり時間ありませんけど、例えば一番簡単なので言いますが、宣言の内容は真鶴なんかですと、二酸化炭素の排出、実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、諸エネルギーの普及促進、ごみの減量化、資源化、温暖化防止の意識向上を図る。こんなことだけでなんて失礼なのですが、宣言で図っているのです。宣言するには、町長が議会で宣言するか、町民の前で宣言するか、環境省のほうでゼロカーボンシティ表明というガイドラインがあるのですけど、これを見ても非常にそんなに難しい問題ではない。要はその市、町がやる気があるかどうかということだけを表明するような問題になっています。先ほどこれをやれば、さらなる補助金や何かはもらいやすくなるということですから。ぜひその辺を町長に最後にお尋ねしたいのですけど。心意気を。

町長 簡単ですということなのですけども、宣言して表明するのは大事だと思いますし、それがまた啓蒙にもつながることだと思います。しかし、あまり無責任なこともできないと思いますので、その辺よく考えた中で、私個人的には耳を向けるということは大事なことだと思っていますので、職員とのほうも調整も含めた中で、できれば宣言していきたいと思います。

議長 以上で、11番議員、牧野一仁君の一般質問を終わります。

引き続き、通告11番、1番議員、大石舞君。

1番 こんにちは。1番議員、大石舞です。

通告に従い、コロナ禍での少人数学級の実現と子ども・子育て世帯への支援について、発言いたします。現在、全国的に変異型ウイルスが拡大しています。従来のウイルスよりも、感染力、致死率ともに高く、国立感染症研究

所によると、感染者における0歳から17歳の割合は2倍弱増加しています。

4月には、関西圏や東京で新規感染者の8割が変異型ウイルスに置き換わり、厚生労働省によると、クラスターの発生場所が多様化し、特に学校や教育施設での発生が増加しているとのこと。コロナ禍で密にならない少人数学級について、40年ぶりに基準が見直され、国は5年かけて小学校を35人以下学級にすると決めました。一方で、5年かけての実施となるため、今年度の新3年生以上については、卒業するまで少人数学級の対象外となってしまう問題が起きています。大井町においては、大井小学校の新3年生が2年生までは3クラス編成、1クラス30名以下であったのが、3年生になって2クラス編成40名となり、支援級の生徒を合わせると、1クラスの人数が43から44人となったことで、保護者から不安の声が上がっています。学校でも対応に大変苦慮されていることと存じます。40人学級では感染予防のための距離を取ることができず、教室は密集状態になり、教員が生徒一人一人と丁寧に向き合う時間も少なくなります。早急な対応が求められると考えます。

また、コロナ禍において、子供や若者の貧困問題も深刻です。貧困とは無縁だった世帯でも家計急変などで、一気に困窮に追い込まれる例が少なくないと言います。大井町でも社会福祉協議会が行っている緊急小口資金の貸付けや生活相談に来る30代以上の働き世代が増えていると聞いています。このような状況で、近隣自治体では独自に少人数学級を前倒しで実施したり、給食費補助や無償化など、子供や子育て世帯への支援に取り組む例が増えています。コロナ禍を乗り越える支援と、よりよい教育環境整備を求める立場から、以下について伺います。

1、町として、少人数学級に取り組む考えは。また、コロナ禍における教育現場や子どもの負担軽減のための環境整備は。

2、子ども子育て世帯を支援するため、学校の給食費補助などを行う考えは。

以上、登壇での発言といたします。簡潔で分かりやすい討論をお願いいたします。

町長 通告11番、大石舞議員からは「コロナ禍での少人数学級の実現と子ども・子育て世代への支援について」ということで、2点御質問いただいております。

先月より、本町においても、ワクチン接種が始まり、新型コロナウイルス蔓延防止を期待するところですが、全国的には感染力が強い変異株が猛威を振るい、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地区の期限が延長となっているところです。このことは、教育現場においても、深刻な事態として受け止めており、様々な対策を講じ、子供たちの学びの質を維持していく取組をしています。詳細につきましては、教育長から答弁、自席でさせていただきますので、よろしくお願いします。

教 育 長 それでは、私から順次回答をさせていただきます。

初めに、議員の御質問にある町としての少人数学級への取組についてお答えいたします。国は今年3月昭和55年以来、40年ぶりに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律を成立させました。いわゆる義務標準法が改正されたことにより、今年度は小学校1年生と2年生において35人学級が編制され、それ以降は毎年一学年ずつ順に35人学級に移行され、令和7年度には小学校全学年が35人学級となります。

少人数学級は1人の教員が受け持つ子供の数が少なくなることから、40人学級と比べ一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導が可能となります。あわせて、児童の間の距離を十分に確保することで、コロナ禍においても安全・安心な教育環境を確保でき、有効であるものと認識しております。

本町の今年5月1日現在の学級編制状況は、36人以上の学級は小学校で7クラス、中学校で5クラスあります。本町では、これらの学級について、少人数学級への取組はしておりませんが、県の加配による少人数指導や教科担任制等の教員を柔軟に運用して、きめ細かな指導に取り組んでおります。

また、これらの学級はもとより、35人以下の学年においても、各学校の実態に応じ、町費により学習支援員、介助員を配置し、個別指導やチーム・ティーチングでの指導を行っています。

これまでも県は県独自に加配定数を活用して、小学2年生まで35人学級を実施していきました。いわゆる国に先駆けて先行的に小学校2年生においても35人学級に取り組んできたのですが、今年度から国が段階的に35人学級を導入したことにより、国に準じた学級編制に移行しました。

これまでの先行的な取組を継続するならば、県として前倒しして、小学校

3年生の35人学級の導入も考えられるのですが、そのような対応はされなかったわけです。このことについては、私も教育事務所に確認したところですが、複数のところから同様の意見があったとのことでした。

一方、仮に先行して実施した場合、加配定数を少人数学級の充実のために活用することとなり、チーム・ティーチングや少人数授業による指導。専門的な知識や技能に係る強化等に関する専門的な指導、いわゆる専科指導など、各学校の課題や地域の実態に即した、いわゆる校長の裁量による柔軟な教育課程の編制、実施が困難になるなどの課題が考えられます。いずれにいたしましても、この件につきましては県教育委員会の判断によるものであります。

教職員は県費負担教職員制度によって身分は市町村の職員としつつ、県が人事を行っており、県には毎年学校長、教育委員会から学校の実情に合わせた希望する加配教員を1人でも多く配置いただけるようお願いをしております。

今後も継続してきめ細かな指導を行うために、引き続き県にお願いしていくとともに、国に対しても指導体制を充実するためにも、教職員の増員について要望してまいります。

また、コロナ禍における教育現場や子供たちの負担軽減のための環境整備につきましては、コロナが騒がれ、学校現場でも児童・生徒はマスクの着用、まめな手洗い、密を避けるなど、新しい生活を余儀なくされましたが、一年が過ぎ、いまだ収束が見えません。教育現場では引き続き感染拡大の防止のための児童・生徒への感染予防を指導するとともに、換気を徹底し、多数の児童・生徒が触れる箇所での消毒作業については、スクールサポートスタッフや学習指導員等も活用して行っております。

このほかにも国の補助金を活用し、サーマルカメラの設置や密にならないよう、少人数で利用できる教材の充実をするなど、子供たちへの負担軽減を図りながら、安全・安心な教育環境を確保しております。

今後におきましても、感染症対策を講じながら集団生活の中で、教育活動を進めてまいります。

次に、2点目の学校の給食費補助についてですが、確かに給食費の一部補助や無償化を実施している自治体もございます。どの程度の額を補助してい

るかは各自治体によって差がありますが、おおむね一律の補助または無償化といった形態を取っているようです。たとえ無償化という形ではなくとも、その一部でも補助がされれば対象者のいる御家庭はとても助かるということは十分に承知をしております。

しかしながら、その補助の対象やあり方については、十分に検討されるべきものと考えます。平成29年9月議会で、子供たちの心身の健全な発達のため、安全でおいしく栄養バランスの取れた食事を提供している学校給食について伺うとして、子育て支援策として、給食費無料化への考えはという御質問をいただいています。この際は、無料化という御質問でしたが、これについては学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに、学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とするとして、第2項において、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとしており、学校教育法第16条に規定する保護者とは、子に対して親権を行う者、または、未成年後見人とするとされています。すなわち、食材料費については保護者が負担することとされております。

したがって、町が保護者から頂いております給食費は全て食材料費となっており、給食業務に係る人件費、光熱水費、施設・設備の修繕料などの施設管理費は全て町で負担をしております。

現在、保護者に御負担いただいております給食費、いわゆる食材料費については、幼稚園、小学校及び中学校の合計人数1,420人分について、年額にすると6,900万円余となっております。半額補助としても年間で約3,500万円となり、町の単費で負担し続けていくこととなります。

また、現在、コロナ禍でということもあり、国の交付金を一時的に給食費補助として充てている自治体もあるようですが、それはそれぞれの自治体がどこに重点を置いて期間が定まっている補助金を活用しているかということであると考えます。あわせて補助を事業として始めれば、コロナが収束したという判断のもと、再度、法に定めるとおりの御負担をいただくことは非常に難しいのではないかと考えます。

補助対象についても、給食を提供されている各市町村立学校の児童・生徒が対象になっているところがほとんどなのですが、それ以外の学校等で学んでいる子供たちに対してはどういった支援をすべきなのか、まで議論しなければ、単に給食費を補助するというだけでは納得できない、という方も多くいらっしゃるのではないかと考えます。

現在、食材料費以外の運営に係る費用で単純に考えると、児童生徒1人当たり年間約6万円の費用をかけて運営している状況です。こういったことから、給食費の一部補助、あるいは無償化については、実施されれば助かると思う方も多いとは思いますが、長期的に見ても、他の財源配分から見ても、極めて慎重に考えるべき問題と捉えます。私からの答弁は、以上でございます。

1 番 御答弁いただきましたので、再質問いたします。

まず、1番の少人数学級についてです。先ほど教育長からも県へ引き続き加配のお願いをしているということで、少人数学級は有効であるというその1点については、同じ立場であるというふうに認識しております。

人員配置などは県教委の判断ということでおっしゃったんですけれども、御存じのとおり、2011年学級編制教職員定数に関する法律が変わっていると思います。それまでは例えば市町村独自で少人数学級に取り組みたいと思ったら、まず県に事前協議を行ってもらって、県の同意を得る必要があったと思います。それが法律が変わって、市町村の教育委員会が地域や学校の実情に応じ、より柔軟に学級を編制するとなりました。具体的には県の事前協議や同意を得ることは必要なく、市町村で方針化して県には事後申請だけでいいと変わったとなっております。他自治体、小田原市なんかでも、この法律が変わったことが少人数学級を自治体で取り組む大きな後押しになったと聞いていまして、要は、自治体の方針、これがまず第一だと思います。

そして、その次に、実行できる条件があるのかどうか。それがこの実現に対してすごく大きな点だと思うんですけれども、まずは条件について伺います。今、大井町で学校における人員配置という点で大井町独自で全校全学年でなくても、一クラスだけでも少人数学級に取り組める条件があるのかどうか、お尋ねします。

教 育 長 ただいまの弾力的な学級編制ということでの御指摘でございますけれども、そういった制度を使えばできなくはないということにはなりますけれども、では、実際、小田原市の今お話ですけれども、小田原市はそうされているのでしょうか。ちょっとそこは私の認識とはもしかしたら違うかもしれません。当然それがありますから、実は、もっと言うならば、第1回の本会議のところでの今年度の予算のところでは反対討論をされましたけれども、そのところでも間違った指摘をされていると私は認識しております。こういった機会をいただいたので、私自身はそういったところで若干理解が違うのかなと思っております。

ちなみに、この制度を使っていわゆる小学校においては、全国で722人配置されると聞いております。しかしながら、県内では小学校での配置はないということでございます。

1 番 今、小田原市のことで教育長の認識と違うということでしたので、どういうふうに行われているかということで参考に御説明させていただきます。

イメージ図ですけれども、後ろのほうは見えませんが、例えば、児童数が75人であった場合です。40学級であれば75人ですので、2クラス37人と38人のクラス編制になります。それが学校の規模に応じて加配教員、県費での常勤です、非常勤ではなくて常勤講師がつくはずです。その方が少人数の教科指導を担当されていると。その方に担任を持ってもらうと。そうすると3クラスになりますので、一クラスが25人程度になります。そうしますと少人数教科の担当がいなくなると。なので、小田原市の職員の方は少人数学級か少人数授業、どちらかを選ぶのではなくて、どちらも大切にしたいので、この空いた少人数の授業を担当している先生を自治体費で非常勤の方を雇って穴埋めをしたと。なので、条件として県費の職員の方。常勤の方がいるかどうかということだと思っておりますけれども、もう一度その条件があるかどうかお伺いします。

教 育 長 冒頭お話をさせてもらおうと思ったんですけれども、若干、制度だとか、それから、背景等、お話ししないといけないところがありますので、若干答弁長くなりますことをお許し願いたいと思います。

まず御案内のとおり、教職員の定数には、基礎定数と加配定数があるとい

うことは十分承知されているかと。そして、基礎定数というのは各学校の学級数においても配置される。これは機械的に配置されているものです。一方、加配定数というのは、いわゆる規定外で特別に加配されており、そちらについては、いわゆる目的に応じて配分されているという教員でございます、これは毎年配置されては、年度が変われば単年度のものもあるといったところでございます。この加配定数の中にはいろいろな目的があるんですけども、その1つの指導方法の工夫改善といった中の少人数学級が今の小田原市で活用されているところではないのかなと私は認識しております。多分、それで間違いないと思います。そのこのところのいわゆる担任に充てるところの人を、小田原市と言ってしまったけれども、地域で賄っているのではないということは共通していると思います。そのこのところがまず一番冒頭の御質問と若干ずれているのではないのかなと思ったところでございます。

そういったところの中で、本町では実は人事の関係もあるので、かなりデリケートな話でございますけれども、この指導方法の工夫改善も、例えば、大井小学校のほうにはいます。それについての扱いについては、チーム・ティーチングだとか、少人数学級という目的で使うということで配備されております。

これらの内容については、チーム・ティーチングが少人数学級というのは、大石議員も教職経験があり中学校でも実際に実績もあるので、その有効さということについては十分に理解されていると認識しておるところでございます。

- 1 番 人員の面ではいらっしゃるということで、そうするとどうやって取り組むかというのは、自治体の方針であったり、姿勢に関わってくる部分なのではないかなと思っています。少人数学級の授業の体制は大変重要で、私もそれは重々承知していますけれども、小田原市や他市町のように、座間市なんかでもそうですけれども、大体自治体で独自で少人数学級を前倒しで行っているという自治体は、先ほど説明したようなやり方で少人数学級を前倒ししているという状況があります。

そこで町の方針についてお伺いしますけれども、まずこのような方針を持って、例えば、町独自で非常勤を雇うであるとか、少人数学級も、少人数の

授業もどちらも追及するという方針についてはいかがお考えなのでしょうか。

教 育 長

まず、町費のほうで単独でかなり手厚く対応させていただいていると私自身思っております。それから先ほどの指導方法の工夫改善等のいわゆる加配の教員を使って、大井町ではいわゆる少人数指導だとか、チーム・ティーチング、それから専科教員といったものを置いて実施しているといったところがございます。この専科教員については御案内のとおり、中央教育審議会の答申でも今後小学校高学年に専科、いわゆる専門的な教員を入れたほうが良いというようなものが出されております、具体的な教科等も算数や理科、また外国語というようなことも出ておりますけれども、そういったところでも対応をしているのが現状でございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、加配定数をいわゆる少人数学級のためだけに使うのではなくて、学校全体で様々な場でより有効的に使うという考えでやっているといったところがございます。これについてはどちらが良いとか、悪いかということではなくて、町としてはそのような体制で取り組んでいるといったところがございます。

1 番

私も町が一方的に人員とか、非常勤だったり、常勤といったものは人員配置すごく微妙な問題ですので、町が一方的にこうすべきだというふうに押しつけるべきものではないと思っています。

そこで先ほどのやり方で行った自治体ですけれども、実行する前に学校に投げたといっています。町でも少人数学級、全クラス分対応できるような財源はないので、これぐらいしか実行できないんだけど、実行したいのか、もしくは、何年生を実行したいのか、いろいろな意見が出たそうです。最終的には校長が学校で話し合っ、校長が決めてできた。こういうふうに学校に投げて、現場の声を聞いて話し合っ決めていくということで、そういった場をこれから来年度に向けて検討はしていただけないでしょうか。

教 育 長

その点につきましては、学校とは当然協議をしております。教育委員会としての考えだとか、そういったもろもろの要件でやっているといったところがございます。もちろん校長へ全てを投げるということはなくて、校長はいわゆる学校全体の中での子供たちの教育をどうしていくかと、そういう視点で取り組んでいくといったこともございます。

ですから、子供たちや家庭の環境、実態等を踏まえた中で、どうしていったらいいかということでお互いに協議をして、そして、県のほうともミーティング等を行っているといったところでございます。そういうシステムについては、多分他の市町村でも同じかと思えます。

1 番 学校では協議をしているということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

ただ、今コロナ禍で感染が子供たちにも広がっているという中では、今までの例年とは違う局面にあるということも、ぜひ御理解いただきたいと思えます。感染予防という点でも非常に密な状態というのは、保護者からもすごく不安が出ていますし、物理的に子供も6年生になって体が大きくなると、このクラス数では入らないのではないかという、先ほど同僚議員からもありましたけれども、そういう現場の先生からの声も上がっているわけです。そういうことも踏まえて、仮に入らないような状態になったときに、どのような対応をするおつもりでしょうか。そういった声は今届いていて、教育委員会や教育総務課のほうでも対応について話し合われているのでしょうか。

教 育 長 大変申し訳ないんですけども、現在、使っているそれぞれの校舎については、以前のいわゆる45人学級のと きにも対応していた校舎であり、教室です。だから、そこにも45人入って授業がなされた時期もあったということです。

ただ、コロナ禍の中で身体的な距離を、接触を避けるという中で広まってやっていますから、教室を目いっぱい使って授業をしているといったところでございますので、当然見れば、入ればすぐ壁のところ に机がひっついてい るというよう なところ でござい ますから、それは人数がどの程度になるか分かりませんが、仮に35人であってもやはり同じようなところで対応しているといったところでござい ます。

それから、今、議員御指摘のとおり、これが4年生、5年生と高学年になったときというお話ですけども、実際、小学校はもとより中学校でもいわゆる他の学年でも、同じような状況が今あるというところ でござい ます。

では、コロナ禍に対して、どう対応しているのかということ でござい ますけれども、先ほども申しましたけども、いわゆるマスクだとか、手洗いだとか、換気だとか、消毒だとか、そういう工夫の中で極力拡大防止に取り組んでいるとともに、先ほどいただいた小学校3年生についても、またそれはほ

かの学校もそうなんですけれども、いわゆる給食のときだけが2グループに分けて別室で対応しているというような状況もございます。

これは御案内のとおり、給食はマスクを外して、そして、食べるということの中で感染リスクが非常に高いといったところでございます。

ちなみに、県教委のある方は、先般お話をしたときに、ある学校の職員室で隣の人とはマスクをして生活をしていたけれども、食事のときにほかの場所で食べた。その人たちがいわゆる感染の被害にあったというような話がございました。隣でもマスクをしていることによって感染がなかったけれども、食事のときの中でそういった事案が発生してしまった、というお話がございます。そういったところの中で、特に黙って食べるということ等も含めて、少しでも感染リスクを少なくするという対応をしている、ということを御理解いただければと思います。

- 1 番 キャパシティ的には45人でも入るということでしたけれども、キャパシティだけの問題ではないと思うんです。今の40人、35人以下を目指すという時代で、入ればいいという問題ではないと思います。

これは大井町全体の教育をどうしていくかという大きなビジョンや方針の問題でもあると思うんです。例えば、先行して少人数学級に取り組んでいる自治体、秋田県、山形県では、全国学力学習状況調査で国語と算数、全国平均をいずれも上回っていると。さらにいじめの発生件数も全国平均よりも下回ったと。不登校の出現率、欠席数については、山形県、大阪府では、以前より低下したというデータも出ているんです。さらに、大井小学校の先生方からは人数が増えたことに対して戸惑いがあったり、少人数の指導によって発言数が増えて、責任を持って発言できるので、授業だけではなくて、少人数学級そのものについても要望があるということは、教育長、よくよく御存じだと思います。

これから不登校や心身にストレスなどで様々な支援が必要な子供が増えてくるような、今現在増えているような状況の中で、今度の教育を考えても少人数学級を国が行うまでに前倒しで行うということは非常に私はメリットがあると考えています。

町長はこの大井町の子供たちをどのように育てたい。そして、そのために

はどのような学習環境の整備が優先されるというようなことをお考えでしょうか。

町長 この問題、先ほどの重田議員も同じということで、大変私も考えさせられている問題であります。

人のせいにするわけではないんです。これは文部科学省と財務省のせめぎ合いの中にこの問題は置かれていると思うんです。35人学級がいいので35人学級を目指すんだといいながら、金は一切出さない。5年間、全国で大井町と同じぐらいの人数だったと思う。1万5、6千人の教員が必要。そして、またそれに事務員も必要ということで、国とか県がお金を出すとかなりの金額になって、一遍にはできないということだと思っんです。少なくともここで小学校1年生と2年生までに進んだということだけでも、財政面で考えると財務省としてはかなり折れて、文部科学省の萩生田文部科学大臣ですか、それとの説得の中でこういうことになった、という情報がある新聞か何かで読んだ気がします。

いずれにしましても、私もこの間現場を見させていただきましたけれども、考えないといけないなと思っています。加配の教員を使ったらどうなのかと、先ほどの教育長の話と全く同じ話で、そしたら、加配のほうを町で雇ったとしても、やはり何というんですか、あくまでも加配の人なので。子供たちにとっては先生と子供の関係というのは、人間関係が大事だと思います。非常勤みたいな感じで来年度はいなくなっちゃうというそういうのは、私は教育現場の本当の人事というものはよく分かりませんが、そういった問題も出てくるかと思っています。できれば長い間、子供たちの人間交流の中で教育はなされなければいけないと思います。

ただ、ちょっと多いからといって、単費で人を雇った中で対処するのなかなか現実的には、それは人数的には分かれるからいいんですけれども、そういった教育方針でいいのか、という部分も自問自答するところでもあります。

しかし、現実を考えると、本当に何とかしないとイケないなという思いがあります。方策を見つけたいとは思っています。

教育長 先ほど他県の話が出たので若干触れさせてください。

大井小学校の例で教員の声が届いているかと、そういう現場の声を大事に

しろという御指摘をいただいたところでございますけれども。実は、この他県の環境の中で、私先ほど述べましたように、全国の町村の教育長会で役員をしております。4月に東京で会議がございまして、この35人学級の状況についてそれぞれの県の状況のお話を伺ったところ、ある県の教育長が小中学校全ての学年で35人学級。もっと言うならば、1、2年生30人学級をやっているということで、やはりさすがだなと思っていたところ、学校現場からは評判が悪いということでした。

その理由は、教員の加配分が35人学級を実施する学校に配分されて取られてしまうことだとか。また、各学校の実情に応じた対応が校長の裁量でできない。そういった意味で学校運営上支障を来す、といった問題が起きているというようなことがありました。

先ほど神奈川県の話の先行的なところの中で、今回は国に準じるような形になったわけで、本町でも国に準じて対応しているところがございますので、決して時代の流れに逆行しているわけではなくて、決して遅れているわけではないということの中でまずは考えていただきたい。なおかつ、少人数の指導だとか、チーム・ティーチングということで、より多くの方が子供たち一人一人と関わる中で、子供の理解、そして、また指導に当たっていると。要するに多くの目で1人の子を見ているといった視点は、こちらのほうの有効性もあるということです。

先ほど議員が1人の担任でというような言い方をされていまして、多分、1人の担任だと思うんですけども、1人の担任が例えば、35人見ると、2人、3人の職員が見て、そして、その中でお互いに情報交換をして、子供のよりよい育ちだとか、子供理解に当たるというのとどうなのか。というようなことも、学校現場との実情を踏まえた中で対応しているということでございます。

- 1 番 ぜひ、何とかしたいという町長の答弁がありましたので、ぜひ何とかしていただきたい。まずは、学校やPTAから現状把握を行っていただいたり、できるところから少しずつでも来年度に向けてぜひ、お願いしたいと思います。

続いては、学校給食の補助について伺います。

最初に、教育長から助かるという認識があるというふうにおっしゃいまし

た。それぞれの自治体がどこに重点を置くかということで、コロナの交付金のことも自治体によるということも伺いましたので、では、大井町ではどのような方針で何を大切にこの交付金を使う、というふうの方針化されたのかお尋ねします。

教育総務課長 議員がおっしゃっているほかの町でというところで、近隣でもやっぱり交付金を利用して給食費の補助を出したというのがあります。当然、大井町でも交付金をどう使うかというのを財政課長と併せて教育委員会でも検討しました。その中で1つには、ここで実施した学校のトイレの洋式化です。全学校を洋式化しました。これが約3,000……。

1 番 それは存じています。方針を教えてください。

教育総務課長 ですから、検討はしました。で、学校トイレのほうに入れたわけです。

1 番 洋式化のほうに重点を置いたということで承知しました。私も洋式化については全く悪いことではないですので、それを否定するつもりは毛頭ありません。

なぜ、私が今回、給食費の補助を挙げているのか。2つ理由があります。

1つ目は、保護者が負担する義務教育に係る様々な費用の中で給食費の負担が最も重いからです。年間約4.4万円ほどに上るとも言われています。この重い負担をコロナ禍であるからこそ、少しでも補助したり、無償化することは大変子供の貧困問題の解決についても有効だと思います。2つ目は、学校教育における給食費の位置づけです。先ほど教育長から言われたように、給食法で定められていますけれども、給食法の精神はどうかといいますと、給食を健康保持増進だけではなくて、食育教育の一環として位置づけています。給食は学校教育の一環であるということがこの精神だと私は思います。

憲法26条では義務教育はこれを無償とすると書かれています。この精神にのっとって、法律にこう書かれているけれども、この精神にのっとって、コロナ禍の厳しい状況も鑑みて、多くの自治体で給食費の無償化や補助に乗り出しているのだと思います。ぜひとも法律でこうだからということではなくて、全ての子供に教育を行き届けさせるということの憲法の精神にのっとった視点での給食費の無償化や補助についてどうお考えか、再度検討していただけないか再度伺います。

教育総務課長 憲法の基本にのっとってということで、昭和39年ですか、最高裁の判例が出ています。保護者が負担することは違憲ではないという回答が出ております。

ただ、各自治体の考え方によってそこを負担する、というのは決してこれを駄目だということのものではない、ということは当然知っておられておっしゃっていることだと思うんですけども。ただ、先ほど申し上げたように、年間6,900万円、何の補助もなしに毎年、毎年、町で単独負担をしていくのかと。では、入りの部分をどう考えられるかというところですけども、要は、そこを逆にこちらが伺いたいくらいです。

議長 以上で、1番議員、大石舞君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は、14時40分といたします。

(14時20分 休憩)

(14時40分 再開)

議長 休憩を解いて再開いたします。

通告12番、9番議員、田中正彦君。

9番 通告12番、9番議員、田中です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、質問の本題に入る前に、なぜこのような質問をしようとしたのかについて、私の思いについてお話をさせていただきます。

事務局に質問書を提出し、点検を受けた際、関係部門への事前説明をされたほうが良いとの助言を受けました。恐らく500字以内に制限された質問書で言葉足らずで、質問の趣旨が伝わらないのかもしれない。そうだろうと思って関係部署に事前に説明をさせていただきました。

したがって、説明が少し長くなることをお許し願いたいと思います。

長らくコロナ禍の中で最近の新聞の論調やテレビのニュース報道を見ますと、アフターコロナの世の中の体制変化をよく見受けします。先日も全国ネットニュース番組で東京から東京近県の地方に30万人が転出したとの報道がありました。数値の正否については定かではありませんが、大量の方々が地方、東京近県に転出されたという報道がありました。その中で地方自治体の空き家対策も紹介され、神奈川県大井町と山北町のそれが紹介されておしま